

令和6年度第3回喜多方市地域公共交通会議

日 時：令和7年3月26日（水） 午後1時30分～

会 場：喜多方市役所 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

議案第8号 令和6年度補正予算（案）について

議案第9号 令和7年度事業計画（案）について

議案第10号 令和7年度当初予算（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

喜多方市地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

区 分	事業者・団体名	役職等	氏 名	会議 役職
市長	喜多方市	市長	遠 藤 忠 一	会 長
一般乗合旅客自動車 運送事業者	会津乗合自動車株式会社	バス事業本部長	津 田 弘 幸	
その他の一般旅客自 動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	喜多方営業所長	川 島 孝 幸	
	喜多方交通株式会社	専務取締役	五 十 嵐 武	
	八七ータクシー有限会社	取締役管理部長	澤 井 淳	
	塩川タクシー株式会社	専務取締役	渡 部 幸 博	
	有限会社山都タクシー	代表取締役	鈴 木 敏 生	
一般旅客自動車運送 事業者の組織する団 体	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍 戸 紳 一 郎	
	一般社団法人福島県タクシー協 会 会津支部	事務局長	星 隆	
一般旅客自動車運送 事業者の事業用自動 車の運転者が組織す る団体	会津乗合自動車労働組合	書記長	関 根 誠	
	全国交通運輸労働組合総連合 福島県支部	執行委員長	遠 藤 章	
住民又は旅客	喜多方市行政区長会連合会（喜 多方地区代表）	副会長	齋 藤 義 行	副 会 長
	喜多方市行政区長会連合会（熱 塩加納地区代表）	副会長	丹 波 忠 良	
	喜多方市行政区長会連合会（塩 川地区代表）	副会長	大 竹 博 男	
	喜多方市行政区長会連合会（山 都地区代表）	山都地区代表区長	田 代 衛	
	喜多方市行政区長会連合会（高 郷地区代表）	高郷地区代表区長	齋 藤 茂 幸	
	喜多方市老人クラブ連合会	理事	大 関 信 二	
	喜多方市 P T A 連絡協議会	会長	小 林 茂 行	
地方運輸局長	国土交通省 東北運輸局 福島 運輸支局	首席運輸企画専門官	黒 田 雅 樹	
会長が必要と認める 者	会津地方振興局	県民環境部副部長兼県民生 活課長	諏 訪 慎 弥	
	喜多方建設事務所	企画調査課長	小 椋 圭 一	
	喜多方警察署	交通課長	安 西 喜 紀	
	会津喜多方商工会議所	副会頭	五 十 嵐 敦	監 事
	きたかた商工会	副会長	渡 部 和 昭	
	喜多方市企画政策部	企画政策部長	遠 藤 紀 雄	監 事
	喜多方市建設部	都市整備課長	佐 竹 昭 男	
	喜多方市保健福祉部	高齢福祉課長	大 島 鉄 三	
	喜多方市教育委員会教育部	学校教育課長	安 藤 裕 明	

<オブザーバー>

区 分	事業者・団体名	役職等	氏 名
関係市町村等	会津乗合自動車株式会社	輸送管理課兼営業企画課長	安部 和人
	会津若松市	地域づくり課 主任主事	小島 圭貴
	会津坂下町	政策財務課 副主査	大竹 秀弥
	北塩原村	総務課 副主査	齋藤 大聖
市関係課	熱塩加納総合支所	住民課 主事	清野 蒼斗
	塩川総合支所	住民課 主査	長谷川 修
	山都総合支所	住民課 主査	佐藤 美枝
	高郷総合支所	住民課 主事	芥川 将輝

<事務局>

区 分	事業者・団体名	役職等	氏 名
喜多方市公共交通会議事務局	喜多方市企画政策部	地域振興課長	外島 誠司
	喜多方市企画政策部	地域振興課 主幹	塚原 優郁
	喜多方市企画政策部	地域振興課 副主任主査	鈴木 和人
	喜多方市企画政策部	地域振興課 主査	渡部 秀明

喜多方市地域公共交通会議 令和 6 年度 補正予算（案）

歳入予算額 148,074,000 円

歳出予算額 148,074,000 円

差引収支 0 円

【歳入】

項 目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	内 容
負 担 金	133,957,000	▲ 13,000,000	120,957,000	喜多方市負担金
補 助 金	0	2,500,000	2,500,000	県地域公共交通活性化事業補助金
繰 越 金	777,000	7,130,000	7,907,000	前年度からの繰越金
諸 収 入	12,121,000	4,589,000	16,710,000	運賃（まちなか循環線、 デマンド交通 A I オンデマンド交通） 利子
合 計	146,855,000	1,219,000	148,074,000	-

【歳出】

区 分	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	内 容
報 償 費	360,000	▲ 42,000	318,000	交通会議委員報償
費 用 弁 償	90,000	92,000	182,000	交通会議委員費用弁償等
消 耗 品 費	1,300,000	▲ 478,000	822,000	コピー用紙、印刷機インク 車両表示マグネット サインタワー
印刷製本費	2,090,000	▲ 186,000	1,904,000	回数券 パンフレット
通信運搬費	42,000	158,000	200,000	切手 受付センター電話料
手 数 料	78,000	0	78,000	振込手数料 電子決済手数料
委 託 料	142,835,000	1,209,000	144,044,000	運行業務委託 （まちなか循環線、デマンド交通、 A I オンデマンド交通） 受付業務委託料 （デマンド交通、 A I オンデマンド交通） 運行支援業務委託料 （A I オンデマンド交通） 回数券販売委託料
備品購入費	0	496,000	496,000	パソコン、電話機（受付センター）
公 課 費	60,000	▲ 30,000	30,000	収入印紙
合 計	146,855,000	1,219,000	148,074,000	-

令和7年度 喜多方市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 実施事業

事業名	内容
地域公共交通再編事業	「喜多方市地域公共交通計画」、「会津圏域地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、地域公共交通の再編を検討する。
A I オンデマンド交通（東部・西部）運行事業	東部エリア（喜多方・熱塩加納・塩川）、西部エリア（山都・高郷）において、A I を活用した予約・配車システムにより、A I オンデマンド交通の運行を行う。
地域公共交通利用促進事業	地域公共交通の利用促進を図るため、関係機関や地域組織等と連携・調整を図り、周知活動等を実施

2 スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年4月	A I オンデマンド交通（東部・西部）の運行、広域路線バスの利用実態把握、再編の検討
7月	調整会議
8月	喜多方市地域公共交通会議（第1回） ・令和6年度事業報告・収支決算報告
11月	喜多方市地域公共交通会議（第2回） ・会津圏域地域公共交通利便増進実施計画（案）
令和7年2月	調整会議
3月	喜多方市地域公共交通会議（第3回） ・令和8年度事業計画（案）・当初予算（案）

喜多方市地域公共交通会議 令和7年度 当初予算（案）

歳入予算額 121,549,000 円

歳出予算額 121,549,000 円

差引収支 0 円

【歳入】

項 目	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	内 容
負 担 金	105,655,000	133,957,000	▲ 28,302,000	喜多方市負担金
繰 越 金	869,000	777,000	92,000	前年度からの繰越金
諸 収 入	15,025,000	12,121,000	2,904,000	運賃（A I オンデマンド交通） 利子
合 計	121,549,000	146,855,000	▲ 25,306,000	-

【歳出】

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	内 容
報 償 費	342,000	360,000	▲ 18,000	交通会議委員報償
費 用 弁 償	114,000	90,000	24,000	交通会議委員費用弁償
消 耗 品 費	259,000	1,300,000	▲ 1,041,000	コピー用紙、印刷機インク 車両表示マグネット
印刷製本費	264,000	2,090,000	▲ 1,826,000	回数券
通信運搬費	210,000	42,000	168,000	切手 受付センター電話料
手 数 料	67,000	78,000	▲ 11,000	振込手数料 電子決済手数料
委 託 料	120,263,000	142,835,000	▲ 22,572,000	運行業務委託 （A I オンデマンド交通） 受付業務委託料 （A I オンデマンド交通） 運行支援業務委託料 （A I オンデマンド交通） 回数券販売委託料
公 課 費	30,000	60,000	▲ 30,000	印紙
合 計	121,549,000	146,855,000	▲ 25,306,000	-

※ 予算の項目間の流用は会長に一任するものとする。

喜多方市地域公共交通会議規約

（目的）

第1条 喜多方市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第2条 交通会議は、事務所を福島県喜多方市字御清水東7244番地2に置く。

（協議事項等）

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 法定計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 法定計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び住民又は利用者の代表については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

（役員）

第6条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、喜多方市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第7条 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 交通会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、喜多方市企画政策部に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の例による。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年2月26日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 この規約施行の際現に就任している委員は、改正後の規約により就任したものとみなす。

附 則

この規約は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

次に掲げる事業者、団体等の代表者又はその指名する者

区 分	事業者、団体等名	備 考
市長	喜多方市	
一般乗合旅客自動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	
その他の一般旅客自動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	
	喜多方交通株式会社	
	八七ータクシー有限会社	
	塩川タクシー株式会社	
	有限会社山都タクシー	
一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	社団法人福島県バス協会	
	社団法人福島県タクシー協会 会津支部	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	会津乗合自動車労働組合	
	全国交通運輸労働組合総連合 福島県支部会津タクシー労働組合	
住民又は旅客	喜多方市行政区長会連合会	会長が指定する地区
	喜多方市老人クラブ連合会	
	喜多方市PTA連絡協議会	
地方運輸局長	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	
会長が必要と認める者	会津喜多方商工会議所	
	きたかた商工会	
	福島県会津地方振興局	
	福島県喜多方建設事務所	
	福島県喜多方警察署	
	喜多方市企画政策部	
	喜多方市建設部	
	喜多方市保健福祉部	
	喜多方市教育委員会教育部	